

貸主 熊本県熊本市辛島町4-35 ラシック辛島3F
株式会社 明和エステートリース

下記物件について定期建物賃貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第38条第2項に基づき、次のとおり説明します。

- 1 下記物件の賃貸借契約は、更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了しますので、期間の満了日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約(再契約)を締結する場合を除き、期間の満了日までに、下記物件を明け渡さなければなりません。
- 2 引き続きお部屋の利用を希望の場合は**再契約**が必要となります。当初の契約は満了になります。再契約をご希望の場合は期間満了の日から**7日前**までにお申し出下さい。お客様から再契約の意思表示があった場合のみ、再契約が可能となります。
(原則として7日未満の再契約はお受けできません。また、意思表示後の変更はお受けできない場合があります。)
『本契約書第13条1項』
- 3 契約の解約・契約期間の短縮は原則としてできません。
(1)解約・契約期間の短縮をご希望の場合は、30日前に解約・契約期間の短縮のお申し出が必要となります。お申し出から30日分の利用料はお支払いいただくこととなります。
(2)お申し出から1ヶ月に満たない場合での解約・契約期間の短縮は、30日分の利用料をお支払い頂くことにより、解約・契約期間の短縮をお受けできます。
(3)残りの契約が30日に満たない場合、途中解約においての賃料等の返還は一切ございません。
『本契約書第8条1項、2項』
- 4 お申込受付後(当社の入居審査完了後)のキャンセルについては、契約開始日の**7日前**を経過した時点で、利用料の1週間分のキャンセル料を申し受けます。
- 5 期間確定契約とは契約締結後の**契約内容の一切の変更**、および**再契約による引き続き**のお部屋の利用は一切できない契約になります。その場合、期間確定割引を適用させていただきます。
『本契約書第13条3項、4項』

名称 (建物名称)	アパマンショップマンズリー ()	号室
契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日	

上記住宅につきまして借地借家法第38条第2項に基づく説明を受け、承諾いたしました。

年 月 日

住所:

ご契約者名:

印